

証券コード 7956
平成19年4月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町4番4号
ピジョン株式会社
代表取締役社長 松村 誠 一

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年4月25日（水曜日）午後5時15分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年4月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク TOKYO 5階 瑞雲の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（平成18年2月1日から平成19年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成18年2月1日から平成19年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.pigeon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成18年2月1日から
平成19年1月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、有効求人倍率が14年ぶりに1倍台を回復する等、雇用環境の改善がみられ、加えて、昨年の冬季賞与支給額も4年連続増加傾向にあり、景気回復の様子が伺えます。一方で、暖冬の影響により、季節商品の売り上げは芳しくないといわれ、また、外出産業に関しては好調な状態にある等、業種による格差は広がりを見せているなか、昨年来継続しておりました、原油価格の上昇に伴う原材料の高騰も落ち着きをみせ、景気の回復を後押しする状況が垣間みえます。

当業界をとりまく環境におきましては、20代の婚姻率の上昇、景気の回復基調等により、出生数が昨年に比べて3万人強増加し、合計特殊出生率も4年ぶりに1.3台に回復するという速報値が厚生労働省より公表されておりますが、団塊ジュニア層の出産もピークにあることから、出生数の継続した増加は考えにくい状況にあります。

このような環境のなかで、当社グループは、グループのシナジーと結集力向上による企業価値の最大化を追求することを目的とし、昨年6月に、本社およびグループ会社の事業所集約を行うと同時に、本社土地建物を売却し、日本橋久松町への移転を実施いたしました。これにより、効率的な事業シナジー実現が可能となりました。また、当連結会計年度におきましては、国内市場の再整備と中国市場の拡大を二大重点課題として取り組んでまいりました。前者におきましては、「おしりナップ」の積極的な営業活動によりシェア挽回を果たし、後者におきましても、地方都市への販売網拡充と、中国での市場ニーズに応えたスキンケアと授乳関連の新商品発売等により、順調に業績を伸ばしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は453億7百万円（前年同期比8.5%増）、営業利益は27億54百万円（同24.3%増）、経常利益は27億45百万円（同24.8%増）、当期純利益は19億16百万円（同42.7%増）となりました。

② 部門別の状況

事業部門別の状況は次のとおりです。

育児事業の売上高は355億1百万円（前年同期比10.3%増）となりました。当社グループが主に展開している育児事業において、国内育児用品事業、海外事業、子育て支援事業に区分した概況は次のとおりです。

国内育児用品事業は、「おしりナップ」のシェア挽回、当社グループの認知度の向上およびダイレクトコミュニケーションの充実を課題に掲げてまいりました。「おしりナップ」に関しましては、積極的な営業活動の展開により、シェア挽回を果たしました。また、「プレママの出産・子育てに対する不安解消のためのダイレクトコミュニケーション」としての「プレママのためのマタニティクラス」を52回実施し、加えて、「マタニティ・カフェ」および「クリスマスコンサート」等も開催いたしました。さらに、当社の認知度向上を目的として、出産をテーマとしたテレビコマーシャルの投入や、パブリシティー活動を積極的に展開してまいりました。

海外事業は、中国を中心とした東アジアおよび北米において業績の伸びが堅調でした。なかでも、中国では高級スキンケアラインナップ、多機能なスチーム消毒器を新発売し、北米では連結子会社のLANSINOH LABORATORIES, INC.において、グループ会社化後、初めての新品となる電動および手動搾乳器の新商品の投入もあり、好調に業績を伸ばしております。また、中国は2007年の「金の猪年」による出生数の増加が見込まれており、今後も継続して伸長する市場であるといえます。建設着工が遅れておりました中国でのスキンケア・トイレタリー商品・乳首等の新生産工場に関しましては、今春には工事開始となり、年内には稼動の見込みとなっております。加えて、中国国内におけるブランドの再構築により、沿岸部におきましては、より一層、ピジョンブランドによる高級路線の徹底を図っております。

また、その他の海外連結子会社におきましても、そのすべてにおいて計画を上回り、順調な推移を示しております。

子育て支援事業は、中野区立打越保育園の運営受託を開始し、また、8件の事業所内保育園の運営を新規に受託したことにより、業績は前年実績を上回りました。

ヘルスケア事業の売上高は63億24百万円（前年同期比2.3%減）となりました。同事業は、市場における優位性を発揮すべく、平成16年に連結子会社となりましたピジョンタヒラ株式会社（昨年5月多比良株式会社より商号変更）との間におきまして、商品開発体制の再編成、物流機能の統合、初の共同ブランド「RE（アールイー）」の新商品発売等を行ってまいりましたが、前年実績

には至りませんでした。一方、在宅介護支援サービスの連結子会社でありますピジョン真中株式会社は、着実に栃木県下において地域に密着したサービスの提供を行ってまいりましたが、昨年4月の介護保険制度の改正により、訪問介護、福祉用具部門とも厳しい状況で推移いたしました。

その他事業の売上高は34億81百万円（前年同期比12.9%増）となりました。同事業は、マタニティのインナーウェアを販売する連結子会社でありますピジョンウィル株式会社の業績拡大と、妊娠・授乳期に必要な栄養素を一粒に配合し、妊娠中でも安心して飲んでいただけるサプリメント「葉酸プラス」（保健機能食品）の売上増および中国市場における新規展開を開始したこと等により、順調に業績を伸ばしました。

企業集団の事業別売上高

（単位：百万円）

事業	第 49 期		第 50 期		前年同期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
育 児 事 業	32,185	77.1%	35,501	78.3%	10.3%
ヘルスケア事業	6,476	15.5%	6,324	14.0%	△ 2.3%
そ の 他 事 業	3,085	7.4%	3,481	7.7%	12.9%
合 計	41,747	100.0%	45,307	100.0%	8.5%

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は16億91百万円となりました。その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に完成した主要設備

PHP茨城株式会社 物流設備の増設

当社 大阪支店の建設

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社 本社の売却

④ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、特記すべき事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度の該当事項はありません。なお、平成19年2月26日の取締役会において同年4月1日を効力発生日として、当社の子育て支援事業部内の保育施設運営部事業の一部を、会社分割により、連結子会社ピジョンハーツ株式会社へ承継することを決定いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 47 期 (平成16年1月期)	第 48 期 (平成17年1月期)	第 49 期 (平成18年1月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (平成19年1月期)
売 上 高(百万円)	34,156	40,719	41,747	45,307
経 常 利 益(百万円)	2,504	2,621	2,200	2,745
当 期 純 利 益(百万円)	1,270	1,494	1,342	1,916
1株当たり当期純利益 (円)	63.59	74.22	67.84	96.97
総 資 産(百万円)	30,212	34,382	33,937	35,648
純 資 産(百万円)	18,647	19,997	20,312	22,993
1株当たり純資産額 (円)	932.65	989.43	1,029.41	1,128.70

- (注) 1. 第50期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 当社グループは、第48期から、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する旧連結計算書類を作成しております。従いまして、第47期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものでありますが、当該数値につきましては証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。第50期からは「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ビジョンホームプロダクツ㈱	300,000千円	100.0%	トイレタリー製品の製造・販売 健康食品の輸入・販売
ビジョンウィル㈱	100,000	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
ビジョンハーツ㈱	100,000	100.0	保育、託児、ベビーシッター、 幼児教育
P H P 兵 庫 ㈱	240,000	100.0	不織布関連製品の製造・販売
P H P 茨 城 ㈱	222,000	86.5	不織布関連製品の製造・販売
ビジョンタヒラ㈱	100,000	85.6	介護用品の販売
ビジョン真中㈱	10,000	67.0	在宅介護支援サービス、介護用 品の販売
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	S\$1,670千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$950千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造・販 売
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$2,000千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	RMB3,000千	100.0 (100.0)	早期教育のコンサルティング
LANSINOH LABORATORIES, INC.	US\$1	100.0	妊産婦用品の企画・販売
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	BAHT144,000千	97.5	妊産婦・乳幼児用品の製造
THAI PIGEON CO., LTD.	BAHT122,000千	53.0	妊産婦・乳幼児用品の製造

- (注) 1. ビジョンタヒラ㈱は、平成18年5月に多比良㈱より商号を変更しております。
また、同年11月に同社株式を追加取得し、当社の議決権比率は、85.6%となりました。
2. PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. は、平成18年4月に設立いたしました。
3. PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD. は、平成18年8月にPIGEON (SHANGHAI) CO., LTD. の100%の出資により設立いたしました。
4. 議決権比率欄の () 内の数値は、当社の間接所有による議決権比率 (内数) を示しております。

(4) 対処すべき課題

厚生労働省の2006年人口動態統計（速報）では2005年度マイナスに転じた出生数が前年を3万2千人上回り、112万2千人になったと発表がありました。これは第二次ベビーブーム世代（1971～74年生まれ）が出生数を押し上げたと考えられます。さらに景気回復に伴い先行きの不透明感がやや払拭されたことが婚姻数や出生数の増加にも影響したと考えられますが、本格的に少子化の流れに歯止めがかかったかは不透明であります。このような環境にあって当社グループは各社のさらなる成長と新たな事業基盤とのシナジーを追求するとともに積極的な事業投資の継続により、グループ全体で成長基盤の一層の強化に取り組めます。また、成長分野として位置づけておりますHHC・介護用品事業はやや厳しい業績が続いておりますが、本年1月16日付けにて開発、マーケティング、販売まですべてを統括した組織へと強化し、本格的に事業を拡大する体制といたしました。なお、当社は会社法および会社法施行規則に基づき、昨年5月開催の取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決定し、一層の経営の健全性と透明性を高めるべく、内部統制システムの強化を図っております。

(5) 主要な事業内容（平成19年1月31日現在）

事業区分	主 要 な 内 容
育 児	授乳関連用品、離乳関連用品、スキンケア用品、子育て支援サービス、その他
ヘルスケア	介護用品、介護支援サービス、その他
そ の 他	女性ケア（サプリメント、マタニティ等）、一般用ウエットティッシュ、その他

(6) 主要な拠点等（平成19年1月31日現在）

ピ ジ ョ ン (株)	本 社	東京都中央区
	事 業 所	茨城県稲敷郡阿見町
	物 流 セ ン タ ー	茨城県稲敷郡阿見町、茨城県常陸太田市、 兵庫県神崎郡神河町
	研 究 所	茨城県つくばみらい市
	支店・営業所等	北海道札幌市中央区、宮城県仙台市太白区、 東京都中央区、埼玉県さいたま市大宮区、 愛知県名古屋市中区、大阪府大阪市都島区、 広島県広島市安佐南区、愛媛県松山市南久米町、 福岡県福岡市博多区
ピジョンホームプロダクツ(株)	本 社	静岡県富士市
ピ ジ ョ ン ウ ィ ル (株)	本 社	東京都中央区
ピ ジ ョ ン ハ ー ツ (株)	本 社	東京都中央区
P H P 兵 庫 (株)	本 社	兵庫県神崎郡神河町
P H P 茨 城 (株)	本 社	茨城県常陸太田市
ピ ジ ョ ン タ ヒ ラ (株)	本 社	東京都中野区
ピ ジ ョ ン 真 中 (株)	本 社	栃木県栃木市
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	本 社	シンガポール
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
LANSINOH LABORATORIES, INC.	本 社	米国
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ
THAI PIGEON CO., LTD.	本 社	タイ

(注) 平成18年7月3日付でピジョン(株)、ピジョンウィル(株)およびピジョンハーツ(株)は、本社を東京都千代田区から東京都中央区にそれぞれ移転しております。

(7) 使用人の状況（平成19年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,018 (966) 名	10 (△11) 名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 上記使用人数には、契約社員（790名）を含んでおります。
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
4. 上記使用人数には、出向社員（1名）、嘱託（11名）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
963 (438) 名	△5 (40) 名	41.2歳	7.9年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 上記使用人数には、受入出向社員（18名）、契約社員（583名）を含んでおります。
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
4. 上記使用人数には、出向社員（36名）、嘱託（11名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	975百万円
株式会社りそな銀行	500百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	450百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,275,581株
- ③ 株主数 7,356名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
仲 田 洋 一	4,238千株	21.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,760千株	13.9%

(注) 出資比率は自己株式（383,295株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年1月31日現在）

平成17年4月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
330個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
33,000株
- ・ 新株予約権の払込金額
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1,811円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成18年4月28日から平成20年4月25日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは従業員または子会社の取締役いずれかの地位を保有していることに限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) その他の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	80個	8,000株	2名
監査役	250個	25,000株	3名

(3) 会社員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成19年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役会長	仲田 洋一	
代表取締役社長	松村 誠一	
専務取締役	小川 徹雄	経営企画本部兼管理本部担当
常務取締役	大越 昭夫	マーケティング本部兼開発本部兼HHC・介護事業本部担当
取締役	倉 篤 喬	お客様相談室兼監査室担当
取締役	勝 木 尚	営業本部兼ロジスティクス本部担当
取締役	太 田 和比古	海外事業本部兼子育て支援事業部担当
常勤監査役	太 田 博 史	
常勤監査役	色 部 文 雄	
監査役	西 山 茂	
監査役	出 澤 秀 二	出澤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 平成18年4月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、取締役島田弘子および監査役杉野 繁の両氏は、それぞれ退任いたしました。
2. 平成18年4月27日開催の第49期定時株主総会において、出澤秀二氏は、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 監査役西山 茂および出澤秀二の両氏は、社外監査役であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	153百万円
監 査 役	4名	43百万円
合 計	11名	197百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年4月26日開催の第33期定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年4月26日開催の第37期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成18年4月27日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任取締役 1名 31百万円

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査報酬において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

連結貸借対照表

(平成19年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流 動 資 産	17,207,703	I. 流 動 負 債	10,154,737
現金及び預金	2,680,117	支払手形及び買掛金	4,510,935
受取手形及び売掛金	9,353,907	短期借入金	1,188,748
有価証券	6,000	一年以内返済予定長期借入金	81,770
たな卸資産	4,154,981	未払金	2,271,845
繰延税金資産	571,773	未払費用	695,928
その他	470,906	未払法人税等	500,458
貸倒引当金	△ 29,983	繰延税金負債	1,116
		賞与引当金	511,523
II. 固 定 資 産	18,440,323	返品調整引当金	21,000
1. 有形固定資産	13,340,411	その他	371,410
建物及び構築物	4,481,277	II. 固 定 負 債	2,499,666
機械装置及び運搬具	2,001,623	長期借入金	1,040,000
工具器具備品	713,821	繰延税金負債	812,829
土地	5,924,430	退職給付引当金	188,593
建設仮勘定	219,258	役員退職慰労引当金	331,812
2. 無形固定資産	2,580,762	長期未払金	14,330
のれん	1,675,201	その他	112,100
ソフトウェア	873,156	負 債 合 計	12,654,403
その他	32,404	純資産の部	
3. 投資その他の資産	2,519,148	I. 株 主 資 本	22,191,250
投資有価証券	1,513,622	資本金	5,199,597
破産更生債権等	17,018	資本剰余金	5,165,498
保険積立金	483,489	利益剰余金	12,475,585
繰延税金資産	218,104	自己株式	△ 649,429
その他	304,541	II. 評価・換算差額等	261,291
貸倒引当金	△ 17,628	その他有価証券評価差額金	34,910
		為替換算調整勘定	226,381
資 産 合 計	35,648,026	III. 少数株主持分	541,080
		純資産合計	22,993,623
		負債・純資産合計	35,648,026

連結損益計算書

(平成18年2月1日～平成19年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I. 売 上 高		45,307,931
II. 売 上 原 価		28,180,060
売 上 総 利 益		17,127,871
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,373,647
営 業 利 益		2,754,223
IV. 営 業 外 収 益		351,665
受 取 利 息	25,520	
受 取 配 当 金	15,741	
賃 貸 収 入	108,072	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29,579	
そ の 他	172,752	
V. 営 業 外 費 用		360,265
支 払 利 息	45,606	
売 上 割 引	176,404	
為 替 差 損	51,493	
賃 貸 収 入 原 価	68,032	
そ の 他	18,728	
経 常 利 益		2,745,623
VI. 特 別 利 益		1,274,085
固 定 資 産 売 却 益	1,252,745	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,000	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,340	
VII. 特 別 損 失		713,788
固 定 資 産 除 却 損	105,642	
固 定 資 産 売 却 損	213,028	
減 損 損 失	140,947	
本 社 移 転 費 用	207,440	
そ の 他	46,729	
税金等調整前当期純利益		3,305,921
法人税、住民税及び事業税	973,744	
法人税等調整額	347,627	1,321,372
少数株主利益		68,156
当期純利益		1,916,392

連結株主資本等変動計算書

(平成18年2月1日～平成19年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年1月31日 残高	5,199,597	5,146,690	11,052,496	△ 920,087	20,478,696
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△ 493,303	-	△ 493,303
当期純利益	-	-	1,916,392	-	1,916,392
自己株式の処分	-	18,807	-	272,763	291,571
自己株式の取得	-	-	-	△ 2,105	△ 2,105
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度中の変動額合計	-	18,807	1,423,089	270,657	1,712,554
平成19年1月31日 残高	5,199,597	5,165,498	12,475,585	△ 649,429	22,191,250

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年1月31日 残高	38,218	△ 204,080	△ 165,862	443,656	20,756,489
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 493,303
当期純利益	-	-	-	-	1,916,392
自己株式の処分	-	-	-	-	291,571
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 2,105
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△ 3,308	430,462	427,154	97,424	524,578
当連結会計年度中の変動額合計	△ 3,308	430,462	427,154	97,424	2,237,133
平成19年1月31日 残高	34,910	226,381	261,291	541,080	22,993,623

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	14社
・連結子会社の名称	ビジョンホームプロダクツ(株) ビジョンウィル(株) ビジョンハーツ(株) P H P 兵庫(株) P H P 茨城(株) ビジョントヒラ(株) ビジョン真中(株) PIGEON SINGAPORE PTE. LTD. PIGEON (SHANGHAI) CO. , LTD. LANSINOH LABORATORIES, INC. PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD. PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD. PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO. , LTD. THAI PIGEON CO. , LTD.

なお、ピジョントヒラ(株)は、平成18年5月に多比良(株)より商号変更しており、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD. は、平成18年12月にPIGEON MANUFACTURING CO. , LTD. より商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社2社すべてについて持分法を適用しております。

・会社等の名称	P. T. PIGEON INDONESIA クラフレックス茨城(株)
---------	--

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

PIGEON MANUFACTURING CO. , LTD. は平成18年4月に、PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD. は平成18年8月に設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めていません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.、PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.、LANSINOH LABORATORIES, INC.、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.、PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.、PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. 及び THAI PIGEON CO., LTD. の決算日は12月31日です。

連結財務諸表の作成に当たっては当該財務諸表を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行うこととしています。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

また、在外連結子会社につきましては、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

工具器具備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

ハ. 返品調整引当金

親会社は、返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予想高に対する売買利益相当額を計上しています。

ニ. 退職給付引当金

連結子会社ビジョンホームプロダクツ㈱及びP H P 茨城㈱他 3 社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ホ. 役員退職慰労引当金

親会社、連結子会社ビジョンホームプロダクツ㈱及びP H P 茨城㈱は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めています。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、親会社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

在外連結子会社は通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金金利

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しています。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していません。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、連結子会社の実態に基づき5年間または7年間の均等償却を行っています。

(8) 会計処理の変更

① 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税金等調整前当期純利益は140,947千円減少しています。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。

従来の資本の部の合計に相当する金額は22,452,542千円です。

なお、当連結会計年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		14,121,100千円
(2) 保証債務	取引債務に対する保証	29,163千円
	銀行借入に対する保証	18,417
	計	47,581
(3) 受取手形割引高		34,847千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,275千株	一千株	一千株	20,275千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年4月27日開催の第49期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 197,323千円
- ・ 1株当たり配当金額 10円
- ・ 基準日 平成18年1月31日
- ・ 効力発生日 平成18年4月28日

ロ. 平成18年9月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 295,979千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成18年7月31日
- ・ 効力発生日 平成18年10月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

イ. 平成19年4月26日開催の第50期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 298,384千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成19年1月31日
- ・ 効力発生日 平成19年4月27日

(3) 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年4月27日定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	344,000株
新株予約権の残高	3,440個

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,128円70銭
- (2) 1株当たり当期純利益 96円97銭

5. 重要な後発事象に関する注記

平成19年2月26日開催の当社取締役会において、当社が行っている子育て支援事業部内の保育施設運営部事業の一部を連結子会社ビジョンハーツ㈱に承継させるための会社分割を行うことを決議しました。

(1) 会社分割の目的

従来、当社と連結子会社ビジョンハーツ㈱の両社において、子育て支援事業を展開してまいりましたが、同事業の専門性をより高め、より効率的な運営ができるようにするために、当社の保育施設運営部事業の一部を連結子会社ビジョンハーツ㈱に承継し、「子どもが現在をもっとも良く生き、望ましい未来を作り出す力を育てることができる」を目標に、より「質」の高い保育を実践しようとするものです。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、連結子会社ビジョンハーツ㈱を承継会社とする物的による吸収分割です。

(3) 会社分割の時期

平成19年4月1日

(4) 分割する事業の内容と分割する資産及び負債

① 分割する事業の内容

保育施設運営部事業の一部

② 分割する資産及び負債（平成19年1月31日現在）

流動資産	50,413千円
固定資産	343,515千円
資産合計	393,929千円
流動負債	6,360千円
負債合計	6,360千円

貸借対照表

(平成19年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I. 流動資産	10,896,287	I. 流動負債	7,065,361
現金及び預金	1,366,584	支払手形	287,573
受取手形	2,185,963	買掛金	2,258,923
売掛金	4,088,965	短期借入金	1,438,940
有価証券	6,000	未払金	2,056,362
商物品	2,153,646	未払費用	270,082
原材料	65,594	未払法人税等	180,733
貯蔵品	65,106	未払消費税	86,617
前払費用	46,579	預り金	34,596
繰延税金資産	309,668	賞与引当金	372,338
短期貸付金	303,018	返品調整引当金	21,000
未収入金	281,405	設備等支払手形	3,591
その他の債権	25,853	その他	54,602
貸倒引当金	△ 2,100	II. 固定負債	1,815,091
II. 固定資産	16,744,589	長期借入金	1,000,000
1. 有形固定資産	6,440,479	繰延税金負債	527,175
建物	2,004,011	役員退職慰労引当金	272,488
構築物	67,194	長期未払金	9,427
機械及び装置	265,330	その他	6,000
車輜運搬具	7,310	負債合計	8,880,453
工具器具備品	532,692	純資産の部	
土地	3,551,262	I. 株主資本	18,725,513
建設仮勘定	12,676	1. 資本金	5,199,597
2. 無形固定資産	824,243	2. 資本剰余金	5,165,498
商標権	9,555	(1) 資本準備金	5,133,608
ソフトウェア	806,873	(2) その他資本剰余金	31,889
電話加入権	7,813	3. 利益剰余金	9,009,848
3. 投資その他の資産	9,479,867	(1) 利益準備金	332,755
投資有価証券	1,260,261	(2) その他利益剰余金	8,677,092
関係会社株式	6,364,308	固定資産圧縮積立金	997,630
長期貸付金	1,390,531	別途積立金	2,020,000
破産更生債権等	3,588	繰越利益剰余金	5,659,462
長期前払費用	20,435	4. 自己株式	△ 649,429
保険積立金	428,800	II. 評価・換算差額等	34,910
敷金・保証金	174,067	その他有価証券評価差額金	34,910
その他	16,550	純資産合計	18,760,423
貸倒引当金	△ 43,575	負債・純資産合計	27,640,877
投資損失引当金	△ 135,100		
資産合計	27,640,877		

損 益 計 算 書

(平成18年2月1日～平成19年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		30,701,037
II. 売 上 原 価		20,696,917
売 上 総 利 益		10,004,119
III. 販売費及び一般管理費		9,528,741
営 業 利 益		475,377
IV. 営 業 外 収 益		643,205
受 取 利 息	17,598	
受 取 配 当 金	480,126	
そ の 他	145,480	
V. 営 業 外 費 用		275,262
支 払 利 息	24,125	
売 上 割 引	137,582	
そ の 他	113,554	
経 常 利 益		843,320
VI. 特 別 利 益		1,271,480
固 定 資 産 売 却 益	1,251,190	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,000	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	290	
VII. 特 別 損 失		692,412
固 定 資 産 除 却 損	75,028	
固 定 資 産 売 却 損	212,820	
減 損 損 失	120,182	
本 社 移 転 費 用	202,796	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,000	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,700	
そ の 他	35,884	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,422,387
法人税、住民税及び事業税	217,800	504,187
法 人 税 等 調 整 額	286,387	
当 期 純 利 益		918,200

株主資本等変動計算書

(平成18年2月1日～平成19年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産 圧縮積立金	別途積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成18年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	13,081	5,146,690	332,755	949,587	2,020,000	5,282,608	8,584,951	△ 920,087	18,011,151
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△ 493,303	△ 493,303	-	△ 493,303
固定資産圧縮積立金積立	-	-	-	-	102,161	-	△ 102,161	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	-	△ 54,119	-	54,119	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	918,200	918,200	-	-	918,200
自己株式の処分	-	-	18,807	18,807	-	-	-	-	-	272,763	291,571
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 2,105	△ 2,105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	18,807	18,807	-	48,042	-	376,854	424,896	270,657	714,362
平成19年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	31,889	5,165,498	332,755	997,630	2,020,000	5,659,462	9,009,848	△ 649,429	18,725,513

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成18年1月31日残高	38,218	38,218	18,049,369
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 493,303
固定資産圧縮積立金積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	918,200
自己株式の処分	-	-	291,571
自己株式の取得	-	-	△ 2,105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 3,308	△ 3,308	△ 3,308
事業年度中の変動額合計	△ 3,308	△ 3,308	711,054
平成19年1月31日残高	34,910	34,910	18,760,423

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、原材料……………総平均法による原価法

・貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しています。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益相当額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

- ⑤ 投資損失引当金 子会社等の株式の実質価額の著しい低下による損失に備えるため、実質価額の低下の程度または、実質価額の著しい低下に対する回復可能性の実現度合いを考慮して計上しています。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によります。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 会計処理の変更
- ① 固定資産の減損に係る会計基準
当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税引前当期純利益は120,182千円減少しています。
なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しています。
- ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。
従来の資本の部の合計に相当する金額は18,760,423千円です。
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しています。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,308,662千円
(2) 偶発債務

下記のとおり債務の保証を行っています。

取引債務に対する保証

ピジョンホームプロダクツ㈱		34,430千円
PHP兵庫㈱		4,311
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	US \$ 268千	32,693
		2,710
THAI PIGEON CO., LTD.	BAHT1,888千	6,721
P. T. PIGEON INDONESIA	US \$ 239千	29,163

銀行借入金に対する保証

従業員		18,417
ピジョンタヒラ㈱		80,000
LANSINOH LABORATORIES, INC.	US \$ 800千	97,384

計 305,832

下記のとおり金融機関に対し、経営指導念書の差入を行っています。

取引債務に対する保証

PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	US \$ 44千	5,422千円
-----------------------------	-----------	---------

計 5,422

外貨建保証債務については、決算日の為替レートにより換算しています。

- (3) 輸出代金取立手割引高 34,847千円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
① 短期金銭債権 643,562千円
② 長期金銭債権 1,390,000千円
③ 短期金銭債務 1,360,181千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

営業取引	① 売上高	821,032千円
	② 仕入高	8,794,292千円
	③ その他の営業取引高	35,181千円
	④ 原材料有償支給高	5,761千円
営業取引以外の取引高		644,560千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	543,209株	1,086株	161,000株	383,295株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴うものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	151,541千円
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	110,902
未払退職金	70,011
投資損失引当金損金算入限度超過額	54,985
減損損失	48,914
未払事業税否認	43,766
未払費用否認	16,654
貸倒引当金損金算入限度超過額	16,347
その他	51,663
小計	564,786
評価性引当額	△ 73,619
合計	491,167

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△684,714
その他有価証券評価差額	△ 23,960
合計	△708,674

繰延税金負債の純額 △217,506

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12,600千円	1,890千円	10,710千円
合計	12,600千円	1,890千円	10,710千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	2,520千円
1 年 超	8,190
合 計	10,710

(3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 943円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円46銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

平成19年2月26日開催の当社取締役会において、当社が行っている子育て支援事業部内の保育施設運営部事業の一部を連結子会社ビジョンハーツ㈱に承継させるための会社分割を行うことを決議しました。

(1) 会社分割の目的

従来、当社と連結子会社ビジョンハーツ㈱の両社において、子育て支援事業を展開してまいりましたが、同事業の専門性をより高め、より効率的な運営ができるようにするために、当社の保育施設運営部事業の一部を連結子会社ビジョンハーツ㈱に承継し、「子どもが現在をもっとも良く生き、望ましい未来を作り出す力を育てることができる」を目標に、より「質」の高い保育を実践しようとするものです。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、連結子会社ビジョンハーツ㈱を承継会社とする物的による吸収分割です。

(3) 会社分割の時期

平成19年4月1日

(4) 分割する事業の内容と分割する資産及び負債

① 分割する事業の内容

保育施設運営部事業の一部

② 分割する資産及び負債（平成19年1月31日現在）

流動資産	50,413千円
固定資産	343,515千円
資産合計	393,929千円
流動負債	6,360千円
負債合計	6,360千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年3月7日

ピジョン株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピジョン株式会社の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピジョン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 会計処理の変更」に記載のとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
2. 連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 会計処理の変更」に記載のとおり、会社は当連結会計年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
3. 連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は平成19年2月26日開催の取締役会において、保育施設運営部事業の一部を連結子会社ピジョンハーツ株式会社に承継させるための会社分割を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年3月7日

ピジョン株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピジョン株式会社の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 会計処理の変更」に記載のとおり、会社は当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
2. 個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 会計処理の変更」に記載のとおり、会社は当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
3. 個別注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は平成19年2月26日開催の取締役会において、保育施設運営部事業の一部を連結子会社ピジョンハーツ株式会社に承継させるための会社分割を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月8日

ピジョン株式会社 監査役会

常勤監査役 太 田 博 史 ㊟

常勤監査役 色 部 文 雄 ㊟

監 査 役 西 山 茂 ㊟

監 査 役 出 澤 秀 二 ㊟

(注) 監査役 西山 茂及び監査役 出澤秀二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、連結業績に見合った配当性向等を総合的に勘案し、安定的・継続的な配当はもとより、配当の水準向上を目指して積極的に利益還元を行うことを剰余金の配当の基本としております。当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき10円の普通配当に加え、5円の記念配当を実施いたしますので、当期の期末配当金は1株につき金15円となります。

なお、この場合の配当総額は298,384,290円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年4月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① 単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります。（変更案第11条）

② 株主総会の招集手続きの合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様へ提供したものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。（変更案第17条）

③ 株主総会における議決権の代理行使について、議決権を行使することができる代理人の人数を明確にするため、規定の変更を行うものであります。（変更案第19条）

④ 社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第36条)

⑤ その他、「会社法」の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、表現を一部改めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ～21.</u> (条 文 省 略)	第2条 (目的) (現行どおり) <u>(1)～(21)</u> (現行どおり)
(新 設)	<u>第4条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>
第4条 (公告の方法) (条 文 省 略)	第5条 (公告の方法) (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (株式の総数) 当社の <u>発行する株式の総数は、60,000,000株とする。</u>	第6条 (発行可能株式総数) 当社の <u>発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（自己株式の取得） 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けること</u>ができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第7条（1単元の株式の数） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>第8条（単元未満株券の不発行） 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第9条（名義書換代理人） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置くことができる。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p>	<p>第7条（自己の株式の取得） 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条（単元株式数） 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>第10条（単元未満株券の不発行） 当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第11条（単元未満株式についての権利） <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） <u>当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の喪失登録の手續き、その他株式の取扱いに関する諸手續およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条（基準日） <u>当会社は、毎年1月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集の時期） <u>当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規則） <u>当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集） <u>当会社の定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第13条 (招集者および議長) (条 文 省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条 (決議) 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める決議の方法は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数で行なう。</p>	<p><u>第15条 (定時株主総会の基準日)</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p> <p>第16条 (招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p><u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第18条 (決議の方法) 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（議決権の代理行使） 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（取締役の員数） （条文省略）</p> <p>第17条（取締役の選任） （新 設）</p> <p>当会社の取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第18条（取締役の任期） 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員で選任した取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第19条（議決権の代理行使） 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、<u>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（取締役の員数） （現行どおり）</p> <p>第21条（取締役の選任） <u>当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第22条（取締役の任期） 当会社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役会の招集者および議長） （条文省略）</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p>
<p>第20条（取締役会の招集通知） （条文省略）</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p>
<p>第21条（代表取締役および役付取締役） （条文省略）</p>	<p>第25条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり）</p>
<p>第22条（報酬および退職慰労金） 当社の取締役の報酬および退職慰 労金は、株主総会の決議により定め る。</p>	<p>第26条（取締役の報酬等） 当社の取締役の報酬、賞与その他 の職務執行の対価として当社から 受ける財産上の利益（以下「報酬 等」という。）は、株主総会の決議 によって定める。</p>
<p>第23条（取締役会の決議方法） 当社の取締役会の決議は、取締役 の過半数が出席し、出席した取締役 の過半数で行なう。 2.（条文省略）</p>	<p>第27条（取締役会の決議の省略） （削 除） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の議事録） <u>当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第25条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（監査役の員数） （条文省略）</p> <p>第27条（監査役の選任） （新 設）</p> <p>当社の監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>第28条（補欠監査役の選任） <u>当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の候補者をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>（削 除）</p> <p>第28条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役の員数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役の選任） <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>当社の監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>3. <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第30条（常勤監査役） <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集通知） （条文省略）</p> <p>第32条（報酬および退職慰労金） 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第31条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>第32条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第33条（監査役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第34条（監査役の報酬等） 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条（監査役会の決議方法）</u> <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、出席した監査役の過半数で行なう。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p><u>第34条（監査役会の議事録）</u> <u>当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第35条（監査役会規程） （条文省略） （新 設）</p>	<p>第35条（監査役会規程） （現行どおり）</p>
<p>第6章 計算</p>	<p><u>第36条（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>
<p>第36条（営業年度） <u>当会社の営業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとし、その末日をもって決算日とする。</u></p>	<p>第6章 計算</p> <p><u>第37条（事業年度）</u> <u>当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</u></p>
<p>第37条（利益配当） <u>当会社の利益配当金は、毎年営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p><u>第38条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条（中間配当） 当社は取締役会の決議により、<u>毎年7月31日現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5の規定に従い、金銭の分配（中間配当）を</u> <u>することができる。</u></p> <p>第39条（排斥期間） <u>利益配当金または中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>第39条（中間配当） 当社は取締役会の決議により、<u>毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第40条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役小川徹雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
佐久間 隆 (昭和25年10月22日生)	昭和48年3月 伊藤忠飲料㈱入社 昭和49年4月 当社入社 平成6年10月 監査室チーフマネージャー 平成8年4月 ピジョンホームプロダクツ㈱取締役 平成8年9月 同社代表取締役社長 平成12年2月 当社関連事業部チーフマネージャー 平成13年7月 ㈱フクヨー茨城（現P H P 茨城㈱）常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年1月 当社執行役員経営企画本部長（現任）	3,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	色部文雄 (昭和24年2月5日生)	昭和42年3月 榎河合楽器製作所入社 昭和50年3月 当社入社 平成10年2月 営業本部首都圏販売部チーフマネージャー 平成12年2月 執行役員営業本部首都圏販売部長兼東日本販売統括 平成12年10月 執行役員営業本部副本部長 平成13年12月 執行役員営業本部首都圏販売部担当 平成14年3月 監査室チーフマネージャー 平成17年4月 常勤監査役（現任）	7,100株
2	大藪克実 (昭和27年10月31日生)	昭和51年3月 当社入社 平成14年8月 経営企画室チーフマネージャー 平成17年4月 執行役員経営企画本部IR室担当 平成18年1月 執行役員経営企画本部IR・広報室担当 平成19年1月 経営企画本部IR・広報室チーフマネージャー（現任）	2,700株
3	西山茂 (昭和36年10月27日生)	昭和62年3月 公認会計士登録 平成12年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科助教授 平成15年4月 当社監査役（現任） 平成18年4月 早稲田大学ビジネススクール（経営専門職大学院）教授（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
4	出澤 秀二 (昭和32年1月15日生)	昭和58年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成7年3月 出澤秀二法律事務所（現出澤総合法律事務所）開設 代表弁護士（現任） 平成18年4月 当社監査役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西山 茂氏および出澤秀二氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成18年4月27日開催の第49期定時株主総会において補欠監査役に選任された高野浩樹氏の選任の効力は本総会の開催の時までとされておりますので、あらためて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
高野 浩樹 (昭和44年8月26日生)	平成9年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成10年8月 出澤総合法律事務所入所（現在に至る）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高野浩樹氏は、社外監査役補欠監査役として選任するものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任されます小川徹雄氏および監査役を退任されます太田博史氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

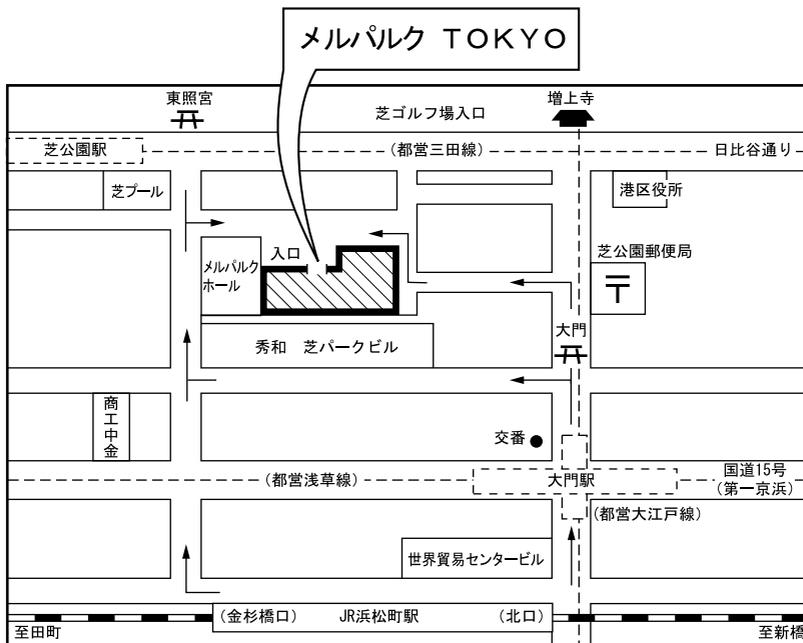
氏名	略歴
小川徹雄	平成10年4月 取締役 平成13年12月 常務取締役 平成15年4月 専務取締役（現任）
太田博史	平成15年4月 監査役（現任）

以上

第50期定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク TOKYO 5階 瑞雲の間



交通 JR・モノレール浜松町駅(北口・金杉橋口)より徒歩10分

都営地下鉄三田線芝公園駅(A3)より徒歩5分

都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅(A3)より徒歩5分

本紙は古紙配合率100%の再生紙を使用しております。

本紙は、環境に優しい大豆油インキを使用して印刷しております。